

学校法人健康科学大学総長に関する規則

平成 8 年 9 月 3 日
理 事 会 制 定

(総 則)

第 1 条 健康科学大学、健康科学大学リハビリテーションクリニック、修紅短期大学、一関修紅高等学校、修紅短期大学附属認定こども園、健康科学大学産前産後ケアセンター（以下「設置校」という。）を総括して学校法人健康科学大学（以下「学校法人」）と称する。

(総長)

第 2 条 学校法人に必要な応じて総長を置く。

2 総長は、学校法人の教学に関する大綱を掌り、設置校を統轄する。

(総長の任命)

第 3 条 総長は、学校法人の建学の精神を深く理解し、且つ学識に優れ、教育・管理運営全般にわたり貢献した経験豊かな者から理事会において任命する。

(総長の職務)

第 4 条 総長は、学校法人設立の趣旨並びに設置校の建学の精神に基づき、教育研究の大綱に関する業務及び設置校相互間の調整に関する業務の管理運営を行う。

2 総長は、それぞれの設置校において教育研究の大綱並びにこれらの管理運営について審議が行われるときは、その会議に出席することができる。

(庶 務)

第 5 条 総長に関する庶務は、法人事務局総務課において行う。

(その他)

第 6 条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 2 日から施行する。